

## 浜松市中山間地域まちづくり事業交付金審査会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中山間地域まちづくり事業交付金交付要綱で定める審査を行う「浜松市中山間地域まちづくり事業交付金審査会」(以下「審査会」という。)の設置に関し必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 市長は、別記に掲げる者をもって組織する審査会を置く。

### (会議)

第3条 会議は市民部長が必要の都度招集し、会議の議長となる。

### (意見聴取)

第4条 議長は、申請者に会議への出席を求め、事業内容等の説明を求めることができる。

2 議長は、アドバイザーとして有識者に会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

3 議長は、第1項のほか、審査対象事業に関連する所管課の職員に、会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

4 事業提案を受けた区及び協働センターのコミュニティ担当職員の意見又は説明は、公平、公正なものでなければならない。

### (謝礼)

第5条 市長は、アドバイザーに対し謝礼を支払うものとする。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、市民協働・地域政策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、議長が審査会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

### (施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### (施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### (施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 別記(第2条関係)

審査員 市民部長、北区長、天竜区長、北区副区長、天竜区副区長